

明治前半期政治体制の視点による 明治浮世絵の考究

— 楊洲周延「官員図」の解説 —

真 水 康 樹

はじめに

明治10年代の浮世絵に、「官員一覽鏡」「官員一覽鑑」「皇国官員鏡」「皇国官員鑑」「大日本官員鑑」など画題に「官員」の二文字が入った一連の作品が存在する。これを本稿では暫定的に「官員図」として一括して取り扱う。3枚続きの中図に天皇・皇后（皇后は和装）が描かれ、その周りに高位高官が配されるという構図のこれらの作品は、明治浮世絵について総合的に紹介されるときに言及されることはあるものの、紹介される頻度は決して高くない。作品数にしても、現在確認される範囲で、寿語録1枚を含めて楊洲周延のものが11点、その他の絵師の作品もほぼ同数の同系作品が確認されているだけで、総数も20点を越える程度と思われる。また、これらの作品が特に取りあげられる場合でも、当時の官制についての概論的な言及があるだけで、管見の限りでは、個々の作品についての高官と職位の整合性などについての詳細な分析はおこなわれてこなかった。

これらの作品が、あまり注目されてこなかった理由には、それが量的にも美人画や開化絵のような主流の作品ではなかったことがまず想起されよう。相対的に地味な作品であったことも多くの関心を引き起こさなかった理由であったかもしれない。また仮に興味をもたれたとしても、この時代の官制は明治憲法が成立する以前のものであり、制度の変遷が相対的に複

雑であったことも、正面からの検討を妨げてきた要因であろう。後述するとおり、官員図には、「参議と省卿の分離」改革や、「明治一四年政変」、さらに「内閣制度の成立」が影響しており、その分析には応分の準備が必要である。

本稿では主に、それぞれ「皇国官員鏡」「官員一覽鏡」「官員一覽鑑」「扶桑高貴鏡」などと題された周延の6点の作品を読み解き、その背後にあった政治制度の変遷や、大きな政治過程の動きを交えて分析をおこなうこととする。そこでは、作品の反映している時間と「御届日」との乖離－浮世絵の場合、乖離それ自体は珍しいことではない－の特別なありようも明らかにする。

主題と関連する情報であるが、「征韓論」政変を題材とした楊洲周延の作品は3点存在する。「征韓論」を題材としたその他の絵師の作品は4点存在し、「征韓論」を主題とする明治浮世絵は合計で7点ほどが確認されている。明治六年政変と同義で使われることもある「征韓論」政変だが、それを題材とする浮世絵作品は、版行年不明の1点を除けば、上記7点のうち6点はすべて明治10年（1877）の版行である。これらの作品には、創作に近い面があり、画面の登場人物にも現実との乖離が大きい。この乖離については専門家による詳細な検討も存在する。けれども、これら一連の征韓論を主題とする作品について、検討の俎上にあげられるべきは、それがなぜ明治6年（1873）にではなく、明治10年（1877）に描かれているのかという点にあるのではないのだろうか。画面に記載されている記事の内容が、一様に明治六年政変に西南戦争の起源をもとめているように読める点にもあらためて関心がもたれる。

明治浮世絵は政治史はもとより、社会科学の分野で、状況証拠までもいかなないものの、参考資料として傍証のように用いられることも少なくない。傍証までいかなない場合でも、その浮世絵を用いることでイメージの方向付けがおこなわれることは避けがたい。その意味では、時事的浮世絵に対峙する社会科学研究者の方も、いっそう慎重な浮世絵の扱いを求められ

るのではないだろうか。背景についての検討なしに、単に「その頃のもの」として用いることには、上記の意味での慎重さが求められよう。

本稿は、「官員」の2文字を含む楊洲周延の一連の作品を取りあげ、それらの作品と現実の距離について分析を加える。この作業は時事的性質をもつ明治浮世絵の解説に認識枠組みを提供するという意味をもつ一方、政治学・社会科学の側がとるべき距離についての省察にもなるものと思われる。

1. 分析対象としての「官員図」

「表1 楊洲周延『官員図』一覧」と「表2 楊洲周延以外の絵師による『官員図』及同系図一覧」^[1]を参照されたい。「表1 楊洲周延『官員図』一覧」にあげた一連の官員図が、本稿の主だった検討対象である。「表2

表1 楊洲周延「官員図」一覧

作品	表	画像	画題	御届年	御届月日	版元	KC通番
1	14	9	改正勅奏官等並二人名一覧	明治11年/1878	?/8	木曾直次良	1442
2	3	1	皇國官員鏡	明治13年/1880	3/15	長谷川其吉	1391
3	4	2	官員一覧鏡	明治14年/1881	3月	綱島亀吉	1517
4	5	3	官員一覧鏡	明治14年/1881	3月	綱島亀吉	1978
5	6	4	官員一覧鑑	明治14年/1881	8/19	荒井喜三郎	0780
6	10	7	大日本官員鑑	明治15年/1882	4/29	波多野常定	1301
7	11	8	皇國官員鑑	明治15年/1882	12月	山村鉦次郎	0859
8	12		古今高名鏡	明治16年/1883	—	三浦武明	1187
9	7	5	扶桑高貴鏡	明治19年/1886	2/19	児玉弥吉	1564
10	8	6	皇國官員鏡（御届年は推定）	明治19年/1886	3/15	長谷川其吉	0885
11	13		皇国貴顕像 明治官員鏡寿語録（双六）	明治20年/1887	9月	横山國松	3229

註：周延には「扶桑高貴鑑」（明治11年）と題する作品も別に存在するが、同作品は宮家を主題にしたものであり、「皇統」をテーマとする別稿において検討することとする。

表2 楊洲周延以外の絵師による「官員図」及同系図一覧

作品	画題	絵師	御届年	御届月日	版元	判型	出典
a	近世報国高名集	山崎年信	明治10年/1877	—	辻岡文助	3枚続	丹波, 111頁
b	諸將並二七少將 華族参宮図	松月保誠	明治10年/1877	—	早川徳之助	3枚続	丹波, 112頁
c	大日本優名鏡	山崎年信	明治11年/1878	—	前田喜兵衛	1枚続	丹波, 111頁
d	大日本海陸軍一 覧	山崎年信	明治11年/1878	4月	—	3枚続	扇子, 42-43頁
e	陸海軍将校昇等 ノ図	山崎年信	明治11年/1878	—	前田喜太郎	3枚続	丹波, 113頁
f	明治文徳武功鏡	小林進齋	明治13年/1880	—	林吉蔵	3枚続	丹波, 112頁
g	地方官会議之図	山崎年信	明治13年/1880	2月	林吉蔵	3枚続	丹波, 67頁
h	明治官員鑑	豊原国周	明治14年/1881	8月22日	猶葉周平	3枚続	小西, 130頁
i	皇国貴顕肖像	小林清親	明治16年/1883	—	福田熊次郎	3枚続	丹波, 70頁
j	大日本帝国衆議 員肖像	旭斎国輝	明治24年/1891	—	横山良八	3枚続	丹波, 114頁
k	泰平有名鑑	豊原国周	不明	—	—	3枚続	扇子, 42頁

出典：丹波恒夫『錦絵にみる明治時代と明治天皇』朝日新聞社、1966

小西四郎『錦絵 幕末明治の歴史9 鹿鳴館時代』講談社、1977

扇子忠『錦絵が語る天皇の姿』遊子館、2009

註1：表2の記載情報は出典書籍による。

註2：作品hは慶應義塾大学メディアセンター（慶應義塾図書館）所蔵

楊洲周延以外の絵師による『官員図』及同系図一覧と比較して考えると、周延の作品数の多さが際立っていることがわかる。何より、画題と画面の詳細を見ていくと、天皇と皇后を中心にして、高位高官をその周りに配し、さらに職位や官位まで明示してあるスタイルは周延が多用したもので、周延以外では師にあたる国周の作品1点（「表2 楊洲周延以外の絵師による『官員図』及同系図一覧」の「作品h」）がみられるだけである。その他の諸作品は、「表2 楊洲周延以外の絵師による『官員図』及同系図一覧」

に見られるとおり、軍官や衆議院議員、地方官に特化されていたり、近い歴史とはいえ回想的内容になっている。山崎年信の作品が5点あり留意を要するが、周延の官員図とはスタイルを異にする。また、小林清親の作品iを除けば、これらの作品には、天皇・皇后も明示的に描かれてはいない。

これに対し、周延の作品は、「作品1 改正勅奏官等並二人名一覧」、「作品8 古今高名鏡」また「作品11 皇国貴顕像 明治官員競寿語録」の3点がやや特殊であることを除けば、作品2、作品3、作品4、作品5、作品6、作品7、作品9、作品10の8作品がほぼ同じスタイルを取っている。本稿ではその中からさらに、職位が明示してある作品2、作品3、作品4、作品5、作品9、作品10の6作品に考察を限定する。

本稿「3」の表3から表8と、画像1から画像6(158~169頁)を参照されたい。これら6作品が本稿の分析対象である。これら高官の人名と職位を中心とした各表の作成にあたっては、右図から中図をへて左図へ、また、人名の記載については、極力、各図において右から左・上から下へという順序で配列してある。なお、榎本「武揚」は画面の短冊ではなぜかすべて「武陽」となっており(作品11のみは「楊」と記載)、表中では原典の表記にしたがうこととする。その他の人名表記でも表中においては、山縣、寺嶋、三條などの画中表記にしたがう。

「表3 『皇国官員鏡』 人名・職位等一覧」、「表4 『官員一覧鏡』 人名・職位等一覧」、「表5 『官員一覧鏡』 人名・職位等一覧」、「表6 『官員一覧鑑』 人名・職位等一覧」、「表7 『扶桑高貴鏡』 人名・職位等一覧」、「表8 『皇国官員鏡』 人名・職位等一覧」に整理した在職期間については、『新版 日本史辞典』(朝尾直弘, 宇野俊一, 田中琢編, 角川書店, 1997)および、『校訂 明治史料 顕要職務補任録』(著作権総代理人 金井之恭, 校訂 三上昭美, 柏書房, 1967)を参照した。

後述するとおり、作品4は作品3の再利用であり、作品10は作品2の再利用である。そのため画像はそのままで黒田清隆が西郷従道に、大隈重信が松方正義に名前だけ差替えられているという珍現象も生じている。もっ

とも、こうした使い回しに目をつむるとすれば、職位の記載は概ね正確なものである。本稿「3」で分析するとおり、作品2と作品3は、参議と省卿が分離していた明治13年（1880）2月から明治14年（1881）10月の期間の現実を反映した作品である。また、作品4、作品5は、明治一四年政変直後の変化を反映していた。作品9と作品10は、明治18年（1885）の近代内閣制度創設後のものである。

それでは、具体的な作品分析に先だって、まずは、明治前半期政治制度の変遷、および、権力中枢の実相について、概観しておくこととしたい。

2. 認識枠組みとしての明治前半期政治制度

（1）明治前半期政治の特徴

「明治」という時代を読み解くにあたって、明治22年（1889）2月の憲法発布を境にして、明治前半と後半期を区別して考えるのは妥当だと思われる。ここでは憲法成立前夜までを明治前半期と想定して論述を行う。政治制度の変遷に注目すれば、太政官制度の明治4年（1871年）7月の確立から明治18年（1885）12月の内閣制度成立直後までとなる（憲法成立にまでは立ち入らない）。本稿は、明治前半期における「官員」に関する浮世絵（以下「官員図」と表記）を解説するための認識枠組みを提示し、官員図の分析をおこなうものであり、明治前半期政治に関する認識枠組みそのものを提示しようとするものではない。

明治前半期の政治史は、後半期よりもわかりづらい。それは、(a) まずは憲法がないからである。「明治憲法」という言葉が使われるものの、明治時代の前半分には憲法はないのである。そのため、政府を構成する制度全体が見渡しにくいものとなっている。さらに、(b) 明治18年（1885）までは、近代的な意味での内閣制度はなかった。総理大臣がいなかったため、権力核がどこにあったのかはとてもわかりづらい。明治4年（1871）

の太政官制確立以降、明治18年（1885）まで政府首班は太政大臣三条実美であったが、西郷隆盛や大久保利通、伊藤博文など、実質的な権力核は別に存在したので、三条実美に言及するだけでは何も説明したことになる。また、各省に「卿」はいたが、内閣のメンバーである参議との兼任の状況が一定せず、そもそも一体型の内閣ではないので省卿の任期は個別の状況であったため、政府中枢における職責の分掌や分業もわかりづらくなっている。さらに、(c)「廃藩置県」「明治六年政変」「漸次立憲政体樹立の詔」「西南戦争」「明治一四年政変」など内政上の大きな事件が続き、それが政府の構成に直接影響をあたえた。制度だけを追うのでは不十分で、これらの事件そのものにも目配りがもとめられる。また、それぞれの事件について、歴史研究によって説明や評価が行われはするものの、評価の幅は多様であり、それらの歴史事象が「通時的」に一貫した論理で説明されることはまれである。専門外の者は、応用不可能な断片的知識を前にして戸惑うことになる。さらに (d)「征台の役」「江華島事件」「壬午事変」「甲申事変」など、近隣地域における外交上の事件も、重要な政治指導者の行為に、その内政上の立場とは必ずしも一致しない形で影響をあたえており、これらの複雑な事件とその影響への目配りも必要である。(e) これら内政の問題と外交の問題に加え、「版籍奉還」「廃藩置県」「地方官会議」「内務省設立」「地方三新法制定＝府県会・町村会の設立」など中央・地方との関係の問題も存在した。(f) これら内政問題、外交問題、中央・地方間関係などの問題は、個別に論じられ、必ずしも「共時的」に包括的に理解されているとはいいがたい。さらに、(g) 明治前半期は、幕末・明治維新史と密接にかかわり、明治維新は当然その一部であり、幕末以来の経緯の影響を直接的に受けている。明治前半史は、幕末史の理解も要求するという難度もある。(h) なお、これは、副次的な問題であるが、日本で太陽暦が採用される明治5年（1872）までは、日付の表示は当然、陰暦によっていた。専門の研究では、明治6年（1873）より前の日付は陰暦のまま記載することが一般的である（本稿もそれにしたがう）。この点も、周縁的な事情で

あるとはいえ、明治前半史の扱いがたさを象徴している。

本稿の分析対象である官員図については、こうした明治前半の政治体制全体を踏まえずには手を付けがたいという問題がある。以下では、主に先行研究に依拠しながら、政策決定制度、権力の中核、明治一四年政変、内閣制度の成立について、準拠認識を整理していくこととしたい。

（２）政策決定の制度：太政大臣・左右大臣と参議

慶應3年（1867）12月9日の王政復古後、慶應4年（1868）閏4月までは、わずか半年足らずだが「三職制」という制度が存在した。これが新体制の最初の政府職制である。総裁は有栖川熾仁親王であり、副総裁は三条実美と岩倉具視であった。倒幕派公家と諸侯が担当した「議定」による「上の会議」と若手倒幕派公家や雄藩の有力藩士が任命された「参与」による「下の会議」があり、それらによって「三職会議」が成立していた。それは「新興公家と雄藩の連合体ともいべきもの」^[2]であった。

その後、慶應4年（1868）閏4月に太政官制が採用され、最初の太政官制（『新版 日本史辞典』の付録にいう「太政官制Ⅰ」[1360-1361頁]、あるいは「政体書官制」）が始まる。

明治2年（1869）1月20日には、薩長土肥4藩藩主の連名により、版籍奉還の上表が提出され、諸藩がこれに続いた。6月17日にはそれを認める勅書と知藩事に任命する辞令が各藩に届けられた。明治2年（1869）6月の版籍奉還の直後に成立した7月以降の政府は「八省制」（あるいは「二官六省制」ともよばれる（『新版 日本史辞典』の付録にいう「太政官制Ⅱ」[1361-1362頁]）。この体制での外務、民部、大蔵、兵部、刑部5省の省卿は公家と大藩の諸侯に限られ実務能力には限界があった^[3]。明治2年（1869）7月に新たに太政官制が定まったことで成立したこの政府を馬場英雄・坂野潤治・宮地正人の三氏は「維新政府」とよんでいる。この政府の特徴は、王政復古の建前にのっとり、公家と諸侯とのバランスで成り立つ

ていることであり、長官である省卿の地位にはこうした伝統勢力が名目的に配置され、変革の実質的な担い手は「大輔」「少輔」など次官の地位に配置されており、「政府としての体を成さぬもの」であった^[4]。この明治2年（1869）7月の体制で、藩主や元藩主が議定・参与となっていたのは鹿兒島藩、高知藩、福井藩、名古屋藩、広島藩、熊本藩、鳥取藩、宇和島藩、佐賀藩であった。この9藩に加え、山口藩、鳥取藩、岡山藩が複数の参与を出していた。この12藩がこの時点での新政府の主力であった^[5]。

近代化を志向する意思をもった政権担当能力のある人々による政府が成立するのは、明治4年（1871）2月の薩長土三藩による朝廷への献兵（御親兵の設置；翌年、明治5年〔1872〕年4月に近衛兵に改組）、7月の廃藩置県をへてのことになる。廃藩置県について、馬場・坂野は「廃藩クーデタは、宮廷革命にすぎなかった王政復古クーデタよりも遙かに徹底したものの」であったとする^[6]。明治4年（1871）7月に確定されたこの太政官制（「太政官三院制」ともよぶ；『新版 日本史辞典』の付録にいう「太政官制Ⅲ」〔1362-1363頁〕である）は、このあと小規模な改正をへながら明治18年（1885）12月まで続いた。太政大臣は三条実美、右大臣は（明治16年〔1883〕7月に死去するまで）岩倉具視であった。これが基本的な制度のイメージである。この太政官制においては、制度上の政府首班は三条であり、多分に調停者的な存在でありながらも、形式的な最終決定権限は三条と岩倉が掌握していた。

政府には正院、左院、右院の三院があり、正院は、太政大臣と左右大臣（ごく最初のみ納言）と参議によって構成された。やがて、左院も右院も明治8年（1875）4月には廃止されてしまうし、正院自体も明治10年（1877）1月には廃止されてしまうが、この「参議による合議体」は「内閣」ともよばれ、彼らによる会議は「閣議」ともよばれた。参議による合議体である閣議の上には、天皇を補弼する太政大臣と左右大臣がいたものの、この「内閣」が、明治18年（1885）まで、事実上、日本の最高政策決定機関であった。

したがって、この明治4年（1871）7月に成立した太政官政府の意思決定システムは、「内閣での合意形成→太政大臣・左右大臣による上奏→天皇の裁可」というものであった。ただ、合意形成にあたって、村瀬信一氏は、残されている断片的な資料による限りではと断ったうえで、「閣議での活発な議論というよりは、そこに至るまでの参議間の調整、談合に重点が置かれていたように映る」としている^[7]。また、より正確には、左右大臣も参議による合議体である「内閣」のメンバーであった^[8]。

参議による合議体である内閣の最初（明治4年〔1871〕7月）のメンバーは、木戸孝允、西郷隆盛、大隈重信、板垣退助の4名の参議であった^[9]。この体制では、神祇省と宮内省を除けば、他藩出身者や公家・諸侯は政府から排除され、政府中枢は薩長土肥4藩の出身者で占められていた。文字どおりの藩閥政府であった。その後は、内閣は、平均して7人から11人までの参議によって構成された。参議の総数の変遷については、「表9 参議在職期間通覧」を参照されたい。参議は明治6年（1873）5月からは「内閣の議官」とよばれる。明治4年（1871）の時点では、各省長官である「卿」は参議との兼職ではなかった。この体制のもとで、省卿は政策はもとより人事権を含む強大な権限をもっており、分担管理原則が明記されていた^[10]。また、明治4年（1871）7月から明治6年（1873）5月の期間、省卿は右院に属した。

明治6年（1873）10月から参議と省卿は兼任となる。その後、明治13年（1880）2月から明治14年（1881）10月の期間のみ、参議と省卿は一旦分離されるが、その後、明治一四年政変をへて、内閣制度創設までは再度兼任となる。また、明治6年（1873）からは断続的に3人の「内閣顧問」が置かれた^[11]。

明治4年（1871）7月、民部省が廃され、大蔵省に吸収された。徴税と財政が大蔵省に一体化され、大蔵省は全国の地方官も管下に収める巨大官庁となった。大蔵卿は大久保利通であったが、明治4年（1871）10月から明治6年（1873）5月までは訪欧中だった。大久保のいない留守政府で拡

表9 参議在職期間通覧

	任期	任期 (2期目)	M4	M5	M6	M7	M8	M9	M10	M11	M12	M13	M14	M15	M16	M17	M18
木戸孝允	明治 04.06.25-07.05.13	明治 08.03.08-09.03.28	1871	1872	1873	1874	1875	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885
西郷隆盛	明治 04.06.25-06.10.24																
大隈重信	明治 04.07.14-14.10.12																
板垣退助	明治 04.07.14-06.10.25	明治 08.03.12-08.10.27															
後藤象二郎	明治 06.04.19-06.10.25																
大木喬任	明治 06.04.19-18.12.22																
江藤新平	明治 06.04.19-06.10.25																
大久保利通	明治 06.10.12-11.05.14																
副島種臣	明治 06.10.13-06.10.25																
伊藤博文	明治 06.10.25-18.12.22																
勝海舟	明治 06.10.25-08.04.25																
寺島宗則	明治 06.10.28-14.10.21																
伊地知正治	明治 07.08.02-08.06.10																
山県有朋	明治 07.08.02-18.12.22																
黒田清隆	明治 07.08.02-15.01.11																
西郷従道	明治 11.05.24-18.12.22																
川村純義	明治 11.05.24-18.12.22																
井上馨	明治 11.07.29-18.12.22																
山田顕義	明治 12.09.10-18.12.22																
松方正義	明治 14.10.21-18.12.22																
大山巖	明治 14.10.21-18.12.22																
福岡孝弟	明治 14.10.21-18.12.22																
佐々木高行	明治 14.10.21-18.12.22																

註：本一覧は「太政官制Ⅲ」（『新版 日本史辞典』角川書店、1997、1362頁）の「参議」関連項目より作成した。

大する予算要求の調整に能力を発揮していたのは井上馨大蔵大輔であった^[12]。

（3）権力の中枢

ここまでで明らかにしたのは、太政官政府の意思決定の制度と官庁の構成である。つぎに、実質的な政治権力の中枢について検討する。

内閣の最初（明治4年〔1871〕7月）のメンバーであった上記4人の参議のうち、木戸は遣欧使節に参加するので、いわゆる留守政府は、太政大臣である三条と西郷、大隈、板垣の3人の参議で構成されたことになる^[13]。この時期の西郷を毛利敏彦氏は「参議筆頭西郷隆盛」とよぶ^[14]。つまり、遣欧使節団が出発する明治4年（1871）10月から明治6年（1873）9月まで、日本政府の権力の実質的中枢だったのは西郷隆盛であった。また、大蔵卿大久保利通の不在期間（大久保は明治6年〔1873〕5月に帰国）、大蔵大輔として井上馨が辣腕を揮ったことが記憶される^[15]。

この時点では、省卿は参議を兼務しておらず、政策決定中枢からは自由に権力を行使しえたので、内閣による権力集中には限界があった。参議については、明治6年（1873）4月に、後藤象二郎、大木喬任、江藤新平の3名が任命され総員も7名に拡大されるとともに、その権力は大幅に強化された。この時点で、参議は内閣議官とよばれるようになり、まさに、政策決定の主導権を握り各省に対する命令権も確保した。予算編成権までも大蔵省から内閣に移行することになり^[16]、内閣はこうして日本政府の政策決定中枢に成長していくのである。こうした内閣の権限の強化に、毛利敏彦氏は、江藤新平の作用をみいだしている^[17]。内閣が能力を強化する一方、太政大臣はいっそう象徴的存在となっていく。明治六年政変後には、参議が省卿を兼務することになり、メンバーに一定の変更はあるものの（明治7年〔1874〕前半の時点では、木戸、大久保、大隈、大木、伊藤、勝、寺島の7人）、参議による合議体はいっそう権力中枢としての重みを

増し、廟堂とみなされるのである。大久保利通は、明治六年政変に先立って、明治6年（1873）10月12日に参議に就任するが、明治六年政変をへて、明治11年（1878）5月の遭難まで、5年半にわたって参議兼内務卿（内務省は明治6年〔1873〕年11月10日、成立）として、事実上、政府中枢の役割を担うことになる。大蔵省から大幅な権力が内務省に移管され、大久保内務卿は事実上、政府首班となるのである。この時期については、「大久保独裁」とか「大久保専制」という表現もなされる。ただ、大久保はこの期間、明治7年（1874）5-10月の征台の役と明治8年（1875）9月の江華島事件の処理に忙殺されて、国内建設に集中できたわけではない。

参議による合議体は、制度上は、太政大臣・左右大臣の輔弼を補佐する諮問機関に過ぎなかった。太政大臣・左右大臣による容喙も頻繁だった。人的関係からいえば三条実美は長州寄り、岩倉具視は薩摩寄りであった。また、天皇の臨御も定例化されていた。こうした分権的状况が太政官制の本来の姿であり、大久保の存命中は、参議兼内務卿であった大久保の威信によって、政府としての一体性が保たれていたにすぎない^[18]。

明治11年（1878）5月大久保没後、「七月には大隈重信大蔵卿－伊藤博文内務卿－井上馨工部卿による三者体制が成立する」と御厨貴氏は指摘する^[19]。「勢力の均衡が重視されたのは、大久保没後の明治政府に突出した政治家がいなかったこと。政府外からの攻勢に対して団結が求められたことによる」。大久保独裁とまでよばれた体制を一人が継承することはありえなかった。薩派に近いポジションをとった大隈は大久保の積極財政路線を継承する。他方、井上はかつての大蔵大輔時代以来、緊縮財政の立場を取っていた^[20]。

大久保没後、明治10年代前半の内閣は、藩閥対立に主導権争いが交錯して激しく対立していた。こうした事情を背景に、旧侍補グループや宮中には内閣の政治過程に影響力を行使した。明治10-12年（1877-79）侍補による「天皇親政運動」があった（「侍補」の廃止は、明治12年〔1879〕10月13日）。この時期大きな懸案であった「外債論も米納論も内閣レベルで

は調整がつかず、最終的には『宮中』に政策決定が上昇し天皇の勅諭という形で決済された」。つまり、宮中が内閣から自立した政策決定の主体として登場し、天皇が実質的な決定者となることもあった^[21]。こうした状況にあって、伊藤は参議と省卿の分離を提案し、それは明治13年（1880）年2月28日に裁可された。この参議と省卿との分離改革は、伊藤・井上によるものだったが、その真意は「大隈大蔵卿棚上げによる大蔵省主導体制への介入と積極財政の転換」であったとしたうえで、それを察知した薩派がすぐに反撃に出た、と御厨貴氏は指摘する^[22]。もっとも、分離改革は、最終的には人事面における長派の妥協で実現をみた。参議は10名となり、専任参議が6名、黒田の開拓使長官、井上馨の外務卿、山県参謀本部長、大木の元老院議長兼任の4職は分離の例外とされた。天皇はこの改革にも人事にも不満であり、そのことは太政大臣・左右大臣たちの政治資源となった^[23]。

参議と省卿の分離に先立って、太政官内部に外務、内務、会計、軍事、司法、法制の六部が設置され、それぞれの参議が分担した。後任の省卿は担当参議の推薦で任命され、実質的には担当参議による支配が継続された^[24]。なお、参議と省卿は、明治一四年政変以降、再び兼務されるようになっていく。

大隈は明治14年（1881）3月頃には、提携の相手を薩派から長派に切り替えている^[25]。また、大隈は、福沢諭吉・交詢社系のリベラルな憲法案の立場に立った。もっとも、明治一四年政変で大隈が失脚すると、伊藤博文が相対的に権力の中枢に近い位置を占めるようになる。大隈のリベラルな憲法論と積極財政主義の経済政策に対し、伊藤は法制官僚井上毅（太政官大書記官）の提案するプロシア流の立憲君主制の立場に比較的近かった。明治15年（1882）3月から明治16年（1883）8月の期間、伊藤は憲法調査のために滞欧するとはいえ、明治一四年政変以後、権力の中枢は比較的安定していた。欧州からの帰国後、明治18年（1885）から明治21年（1888）4月まで伊藤は初代内閣総理大臣をつとめ、引き続き明治21年

（1888）4月から明治22年（1889）10月まで枢密院議長の立場にあった。天皇の伊藤に対する信頼も強固なものであった。なお、この時期、松方正義は、明治14年（1881）10月から明治18年（1885）12月の4年間、大蔵卿の職位にあり、なお明治21年（1888）10月までの3年弱の期間、伊藤内閣の大蔵大臣の地位にあって緊縮財政の立場を貫いていた。

（4）明治一四年政変

自由民権運動は明治13年（1880）から明治14年（1881）にピークを迎えるが、それは国会期成同盟という形に落ち着く。周知のとおり、この時期、二大政党制を目指した大隈重信と福沢諭吉の英国流急進議会路線と、ドイツ流の保守議会成立を目指す伊藤博文・井上毅の意見が相克していた。そして、大隈の急進路線は、保守派の容れるところとならず、大隈は切り捨てられる形で政権から排除された。このあたりが、スタンダードな認識であろうか。ただ、明治一四年政変も、視点を変えてみると、スタンダードな認識よりはやや複雑な面もみえてくる。特に伊藤の立ち位置はそれほど単純ではない。大隈の意図もそれほど平板ではなからう。以下では、主に坂本一登氏や清水唯一朗氏などの先行研究に依拠しながら、幾分か多角的・多面的な整理を試みておきたい。

巡幸で直前まで大隈と行動をともにしていた天皇が大隈に対して不信心をもっていたわけではなかったし、大隈追放を主張する薩長の姿勢に疑念をもつてさえいた。坂本一登氏によれば、伊藤は最後は大隈排除の急先鋒になるが、最後まで大隈との提携を模索してもいた^[26]。この事件は将来の体制をめぐる対立であるかのように整理されるが、少なくとも開拓使払い下げ事件と結びついたことが問題を複雑化させてしまった^[27]。また、伊藤が東京にいたのにたいし、大隈が天皇の巡幸に同行しており、井上馨も東京におらず、三者の直接的な意思疎通を欠いたことも、事態の穏便な終息を難しくした。伊藤の憲法観は民権派との協調を許容しうるものであ

り、政党内閣制への敵意もなかった。そこへ岩倉と歩調をあわせた井上毅の意図的な策謀が加わる。大隈の積極財政をターゲットにして、井上毅は、井上馨と松方正義を反大隈で結びつけていった^[28]。坂本氏の所説では、大隈と福沢との連携という側面は必ずしも強調されず、折からの開拓使払下げ事件にともない、薩派を攻撃するジャーナリズムを背景にして、大隈に連なる勢力の画策と福沢門人の払い下げ反対運動とが交錯したところに、大隈陰謀説が流布した背景は求められている^[29]。伊藤は元老院改革に関して大隈の支持をもとめていたし、大隈にとっても伊藤との提携は極めて重要であった。大隈は、国会開設により伊藤・井上馨ら長派との協力を維持しながら、公債発行による積極財政で薩派の支持も再獲得するという計算をしており、そのためにこそ指導力のある政権を作ろうとした。それが、既存の藩閥政治家たちには、大隈が福沢と組んで政権を独占しようとしているのではないかという警戒心を抱かせたと、清水唯一朗氏は指摘する^[30]。事態が混乱した結果、本来は国会開設時期尚早を唱えていた薩派までもが、最終的にプロイセンモデルの支持にまわった。大隈との提携を模索していた伊藤も、薩派をとるか大隈派をとるかという二者択一のなかで、薩派の説得を諦めて戦略の変更に踏み切らざるをえなくなる^[31]。こうして大隈排除の包囲網ができあがっていった。もともと黒田清隆に対抗して、早期国会開設派だった井上馨が伊藤の説得に応じたのも、上記の警戒心による。政変の実態は、天皇が大隈陰謀説に納得しないまま、四面楚歌の状況を自覚した大隈が辞表を提出し穏便な退場が実現したという理解も可能である（大隈は、7年後ではあるが、明治21年（1888）には、第1次伊藤内閣の閣僚〔外相〕にさえ迎えられている）。伊藤が衝撃を受けた対象は、議院内閣制を含む大隈の意見書自体であるよりも、プロイセンモデルへの収斂を強引に図る岩倉や井上毅の陰謀論的なやり方だったであろうという指摘はもっともである^[32]。もとより、藩閥体制が続く限り脆弱な政治基盤から抜け出せない大隈が早期の議院内閣制実現を目指すのは自然であり、問題解決のためには安定した政府が必要だという志向性は合

理的なものであった。ただ、その秘密主義にみえる手法には問題があったし、何より太政官制の否定につながるような改革案が、岩倉が代表する保守派には受け入れがたいものであったことは確かであろう。もっとも、少なくとも伊藤博文、井上馨、大隈重信の間では、話し合いも妥協も可能であり、政変に発展するほどの対立では必ずしもなかったという理解は十分に成り立つ。

明治一四年政変の後、山県は参謀本部長兼任を理由に入閣を拒んだ。こうした伊藤と山県の疎隔を機に、岩倉は、参議・省卿分離体制も、元老院改革も白紙にもどすことに成功しさえする。このように、この政変によって一気に伊藤が最高指導者としての地位を確立したと言い切るのにはなお難しい^[33]。ただ、この政変の結果、薩長諸参議による体制が求心力を回復していったのは確かである。また、政変の翌日10月12日に発出された国会開設の勅諭によって、英国型の議院内閣制というモデルが実現可能性を大きく減じたのは確かだが、それはそのままプロイセン型モデルが直ちに既定路線となったことを意味してはいなかった。

国会開設の勅諭を受けて、明治14年（1881）10月、政府機構改革の一環として、太政官内に、制度設計を担う参事院が設立された。議長は伊藤博文であった。この参事院は、内閣制度ができると、内閣法制局へと発展することになる^[34]。

（5）近代内閣制度の成立

憲法調査を終えて、明治16年（1883）8月に欧州から帰国した伊藤博文は、憲法制定を睨んで、近代的な内閣制度の導入と、宮中改革に着手する。前者は、太政官制を廃止することを意味しており、相応の軋轡が予想された。後者の眼目は「宮中・府中の別」の原則を確立することであった。それは、天皇と内閣の間にある存在を排除するという意味をもっていた。当時の太政官制においては、内閣が正式な政策決定主体として制度的に確立

されてなかったために、天皇を含む「宮中」の意向が政策決定過程に関与することもまれではなかった。その意味で「宮中・府中の別」は内閣制度の円滑な運用に不可欠であった。二つの課題は車の両輪だったのである。自分たちの権限を弱める改革に、三条も、保守派も、天皇も、もともと乗り気ではなかった。伊藤の手がけた「宮中・府中の別」の確立は、結果に対して責任をもたない宮中を政策決定から排除して封じ込めを図る一方で、同時に、政治への関与から天皇を極力切り離すことで、皇室とひいては体制を安定させるという明確な志向をもっていた。以下の整理において、伊藤の宮中への接近に関する部分は主に坂本一登氏の所説を、内閣制度に関する部分は村瀬信一氏、清水唯一朗氏の所説を参考にしていく。

「宮中・府中の別」の原則を確立することは、保守派の権限に手を突っ込むことでもあった。その際、保守派側の防壁としての岩倉の存在には重いものがあつた。けれども、伊藤帰国の直前、明治16年（1883）7月に岩倉は死去する。このことは伊藤に宮中掌握のチャンスにあたえた^[35]。伊藤はまた、英国流の天皇象徴化をめざす民権派ジャーナリズムの世論の目も意識する必要があつた^[36]。

明治17年（1884）3月、宮内卿となつた伊藤はこうした政治目的実現のために、天皇の支持と宮中を中心とする伝統勢力からの支持を獲得することに専心することになる。伊藤が参議のまま宮内卿に就任することは、それ自体が「宮中・府中の別」を自ら侵す諸刃の剣でもあつた^[37]。しかし、伊藤が天皇の信頼を獲得し、宮中に浸透するのに、宮内卿の地位は不可欠でもあつた。宮内卿を兼任することで、伊藤は公然と天皇に接近することが可能となつたのだつた。

岩倉の死は伊藤にとって千載一遇の機会であつた。宮中の歓心をひくにあつて伊藤は華族制改革を梃子としたが、それは、岩倉の聖域に手をいれることを意味し、伊藤はかねてから躊躇していたからである。また、元田などの保守派は、岩倉の死の影響を克服するため、伊藤の取り込みを考えていたという面もあり、必ずしも正面から伊藤に対抗しようとはしな

かったことも伊藤にとっては有利に作用した。

明治17年（1884）7月に華族令が制定される。ここには地位の確保を通じた伝統勢力の取り込み策という面があり、宮中と保守派は華族令による地位の安定化を歓迎した。華族令は、実際には多分に西欧制度を模倣した面があったが、伊藤は保守派に対してはその欧州的側面に言及することはなかった^[38]。侍講の元田永孚や、佐々木高行、吉井友実なども、伊藤支持にまわっていった。また、時間的には順序が逆になるが内蔵寮の設置による宮中財政の確立^[39]などの効果として、伊藤に対する宮中の支持はさらにたかまわっていった。

このように、華族令の制定と皇室への財政的配慮は、伊藤への支持を高める明快な効果をもった。華族令は伝統の擁護という作用をもつと同時に、維新に功労のあった新しい勢力を取り込むという作用もあり、あわせて将来の貴族院設置のための基礎とすることも想定されていた。

内閣制度は当初三条太政大臣の抵抗にもあったが、制度採用の最終局面までは多少の曲折はあるものの、明治18年（1885）12月、内閣制度が創設され、伊藤は初代総理大臣に就任した。天皇の信頼を獲得し、宮中への接近に熟慮を重ねた伊藤の役割は大きかったというべきであろう。

「一八八五年一二月二日、政府は太政官制を廃し、総理大臣を長とする内閣制度を発足させた。これによって総理大臣と各省の長官から国務大臣が、天皇の親臨のもとに国政を運営する責任政治体制が形成されることになる」^[40]。それは「内閣職権」を法的基礎とし、内閣総理大臣が「大政の方向を指示し行政各部を統督」する「大宰相主義」の体制であった。政策立案の権限は内閣に集約され、天皇といえども、内閣の輔弼をつうじてはじめて政策決定に参加することとなった。「宮中・府中の別」が確立することで、「宮中」による内閣への関与には歯止めがかけられ、「内閣」は唯一の政策決定主体として制度的に確立されたのである。もっとも、この体制のもとでは、なお天皇の閣議への臨御があったことは留意されるべきであろう^[41]。

内閣制度の成立にともない、三条太政大臣は内大臣となった。太政大臣の消滅で、内閣は直接天皇と接点をもてるようになった。内閣総理大臣兼宮内大臣という地位も、伊藤が天皇にさらに接近するにあたって、プラスに作用した。制度の面から述べると、内大臣と宮内大臣は、内閣のメンバーではないことには留意が必要である^[42]。

この第1次伊藤内閣の成立によって、いわば藩閥政府は安定期に至った。「薩長四人ずつ計八名の『元勳級指導者』－伊藤博文・黒田清隆・井上馨・山県有朋・松方正義・西郷従道・山田顕義・大山巖による『政権寡占クラブ』が成立」と村瀬信一氏は指摘している^[43]。これ以後、明治31年（1898）の第1次大隈内閣の成立まで、10年以上にわたって、内閣首班は薩長が交代で担当している^[44]。

また、伊藤が憲法調査から帰国した明治16年（1883）から第二次山県内閣が退陣する明治24年（1891）5月まで、山県内務大臣、松方大蔵大臣、大山陸軍大臣、西郷海軍大臣、山田司法大臣の5人が、それぞれ7年半から11年強の期間、省卿時代も含めて同じ大臣ポストに止まっていた。それは、各省の状況を安定させ新制度を順調に浸透させる過程でもあったが、その分、大臣たちは属人的影響力をもち官僚閥が形成されることにもなったのだった^[45]。

もっとも、制度の完成は円滑な運営を自然に保障するものではなかった。内閣の決定は天皇の意向と対立しえたからである。総理兼宮内大臣となった伊藤は、双方の立場に距離がある際、一貫して天皇の意向に配慮しながら調停を試みた^[46]。このことによって、伊藤は閣内で孤立することもあった。ただ、その半面、天皇の伊藤に対する信頼は向上し、明治19年（1886）には、天皇は伊藤に対する依存度を高め、天皇と内閣の一体化が徐々に実現されていった^[47]。皇后の洋装化の承認もその重要な結果であったと見ることができる^[48]。

3. 官員図の検討（1）：職位の明示されている作品群： 作品2、作品3、作品4、作品5、作品9、作品10

（1）官員図の全般的な特徴

検討対象の作品では、天皇・皇后を中心に、高位高官、また、女官が描かれている。天皇と皇后は、作品9を例外として、中図の上方に描かれている（作品9では、天皇と皇后は下方にはいるが、丸い囲みの外であり、下方に描かれているとはいえ威厳が損なわれているわけではない）。天皇が左、皇后が右という位置も共通している。天皇には「山形帽（二角帽子, Bicorné）」のものと「シャコー帽」のものと二種類の画像がある。皇后は、すべて伝統的な和装であり、作品5と作品6以外は、剣形3本の角簪を付けた姿である。内閣制度成立までは、天皇・皇后に一番近い太政大臣と右大臣の職位は三条実美と岩倉具視の指定席であった。岩倉は明治16年[1883]に亡くなっているため、作品9と作品10には描かれていない。女官も、柳原愛子、四辻清子、平松好子が2名あるいは3名で繰り返し描かれる。千種任子は一度だけの登場にとどまる^[49]。

（2）参議・省卿分離時代の作品群：作品2と作品3

「表3 『皇国官員鏡』人名・職位等一覧」と「表4 『官員一覧鏡』人名・職位等一覧」、および画像1と画像2を参照されたい。

前述のとおり、明治4年（1871）の時点では、各省長官である「卿」は参議との兼職ではなかったが、明治6年（1873）10月から参議と省卿は兼務となる。その後、明治13年（1880）2月28日（あるいは3月2日）から明治14年（1881）10月21日の約1年半の期間のみ、参議と省卿は一旦分離された。

作品2（表3＝画像1）は、明治13年（1880）3月15日御届の作品だが、まさに、この明治13年（1880）2月から明治14年（1881）10月までの参

表3 「皇国官員鏡」人名・職位等一覧（作品2）

明治13年（1880）3月15日御届 版元：長谷川其吉 所蔵：KC1391

	人名・官位・職位等	職位	在職期間
右図	参議 兼 陸軍 正四位 中将 山田顕義	参議	1879.09.10-1885.12.22
	参議 兼 海軍 正四位 中将 川村純義	参議	1878.05.24-1885.12.22
	宫内卿 徳大寺實則	宫内卿	1871.09.15-1884.03.21
	柳原愛子		
	参議 正四位 大隈重信	参議	1871.07.14-1881.10.12
	参議 兼 儀長 正四位 大木喬任	参議	1873.04.19-1885.12.22
中図	皇后		
	天皇		
	右大臣 岩倉具視	右大臣	1871.10.08-1883.07.20 (19?)
	太政大臣 三條實美	太政大臣	1871.07.29-1885.12.22
	左大臣 陸軍大将 有栖川熾仁親王	左大臣	1880.02.28-1885.12.22
	参議 正四位 西郷従道	参議	1878.05.24-1885.12.22
左図	参議 開拓 正四位 黒田清隆	参議	1874.08.02-1882.01.11
	四辻清子		
	内務卿 松方正義	内務卿	1880.02.28-1881.10.21
	参議 正四位 寺嶋宗則	参議	1873.10.28-1881.10.21
	海軍卿 従四位 榎本武陽	海軍卿	1880.02.28-1881.04.07
	陸軍卿 従四位 大山巖	陸軍卿	1880.02.28-1885.12.22

画像1 「皇国官員鏡」（作品2）



表4 「官員一覽鏡」人名・職位等一覧 (作品3)

明治14年(1881)3月御届 版元: 綱島亀吉 所蔵: KC1517

	人名・官位・職位等	職位	在職期間
右図	左大臣 陸軍大将 有栖川熾仁親王	左大臣	1880.02.28-1885.12.22
	大蔵卿 正四位 佐野常民	大蔵卿	1880.02.28-1881.10.21
	参議 正四位 大隈重信	参議	1871.07.14-1881.10.12
	参議 兼 海軍 正四位中將 川村純義	参議	1878.05.24-1885.12.22
	内務卿 松方正義	内務卿	1880.02.28-1881.10.21
	参議 兼 儀長 正四位 大木喬任	参議	1873.04.19-1885.12.22
中図	皇后		
	天皇		
	右大臣 岩倉具視	右大臣	1871.10.08-1883.07.20 (19?)
	太政大臣 三條實美	太政大臣	1871.07.29-1885.12.22
	四辻清子		
	柳原愛子		
	宮内卿 徳大寺實則	宮内卿	1871.09.15-1884.03.21
左図	陸軍中將 兼 議定官 西郷従道	議定官	1878.11.20-1893.11.10
	参議 正四位 寺嶋宗則	参議	1873.10.28-1881.10.21
	陸軍卿 従四位 大山巖	陸軍卿	1880.02.28-1885.12.22
	海軍卿 従四位 榎本武陽	海軍卿	1880.02.28-1881.04.07
	東京鎮台司令官 少将 野津貫道	東京鎮台司令官	1879.09.24-1885.05.21
	参議 開拓 正四位 黒田清隆	参議	1874.08.02-1882.01.11

註1: 大木喬任の職位に「儀長」とあるのは「元老院議長」のことだと思われる。

註2: 野津「貫道」は野津「道貫」のことだと思われる。

画像2 「官員一覽鏡」(作品3)



議と省卿が分離された時代の状況を反映している。参議は10人いたのだが、そのうち、専任参議伊藤博文、参謀本部長兼任の山県有朋、外務卿兼任の井上馨の3参議の名前が欠けている。とはいえ、その他5名の専任参議、開拓使長官兼任の黒田清隆、元老院議長兼任の大木喬任の2参議は採録されている。その他、省卿にも欠落はあるものの、この画面には上記時代の現実との間で齟齬はない。

女官では、右図に柳原愛子、左図に四辻清子が描かれている。

作品3（表4＝画像2）は、明治14年（1881）3月御届の作品である。同じく、明治13年（1880）から明治14年（1881）にかけての参議・省卿分離時代を反映している。伊藤博文、山県有朋、井上馨、山田顕義の4参議が欠けているものの、作品の画面と、当時の職位担当記録との間で齟齬は存在しない（西郷従道は「議定官」の職位のみ記載されているが「参議」の地位にも就いていた）。

参議と省卿は分離されたが、太政官には外務、内務、会計、軍事、司法、法制の六部が設置されていた。参議はそれぞれ自分の得意分野を担当し、省卿はその部を担当する参議の推薦によって決まった。たとえば、田中不二磨司法卿は前任の大木参議の推薦で決まっている。この図では、伊藤と会計を共同担当した大隈参議（前大蔵卿）の後任である佐野常民大蔵卿がその例にあたる。この図がそうした人事の背景を意識しているのか否かまでは画像からは読み取れない。大隈や佐野に対する冷ややかな視線も特に感じられない。

作品3では、女官として、中図に四辻清子と柳原愛子が描かれている。また、この作品では、三条実美と岩倉具視が、めずらしく洋装である。

（3）使い回し（a）：作品3と作品4

「表4 『官員一覧鏡』人名・職位等一覧」と「表5 『官員一覧鏡』人名・職位等一覧」および、画像2と画像3を参照されたい。

表5 「官員一覽鏡」人名・職位等一覽 (作品4)

明治14年 (1881) 3月御届 版元：網島亀吉 所藏：KC1978

	人名・官位・職位等	職位	在職期間
右図	左大臣 陸軍大将 有栖川熾仁親王	左大臣	1880.02.28-1885.12.22
	陸軍中將 参事院議長 山縣有朋	参事院議長	1882.02.27-1883.12.12
	陸軍中將 兼 内務卿 山田顕義	内務卿	1881.10.21-1883.12.12
	兼 参議 海軍卿 川村純義	海軍卿	1881.04.07-1885.12.22
	正四位 大蔵卿 松方正義	大蔵卿	1881.10.21-1885.12.22
	参議 兼 司法卿 大木喬任	司法卿	1881.10.21-1883.12.12
中図	皇后		
	天皇		
	右大臣 岩倉具視	右大臣	1871.10.08-1883.07.20 (19?)
	太政大臣 三條實美	太政大臣	1871.07.29-1885.12.22
	四辻清子		
	柳原愛子		
左図	宮内卿 徳大寺實則	宮内卿	1871.09.15-1884.03.21
	陸軍中將 農商務卿 西郷従道	農商務卿	1881.10.21-1884.02.01
	元老院議長 寺嶋宗則	元老院議長	1881.10.21-1882.07.13
	中將 兼 陸軍卿 大山巖	陸軍卿	1880.02.28-1885.12.22
	海軍中將 正四位 榎本武陽		
	外務卿 正四位 井上馨	外務卿	1879.09.10-1885.12.22
内閣顧問 陸軍中將 黒田清隆	内閣顧問	1882.01.11-1885.12.22	

画像3 「官員一覽鏡」(作品4)



作品4（表5＝画像3）は作品3を再利用したものである。御届日はともに、「明治14年3月」となっているが、作品4の方は、同年10月の明治一四年政変後の現実を反映しており、この御届日は現実を反映していない。意図的か否かは不明だが、ともかく、作品4には初版の日付が「3月」のまま残っており、画面はそのままでありながら、短冊で示されている人名と職名は、同年10月以降のものである。作品3と作品4は、全く同じ画面でありながら、それぞれが反映している現実の間には、最短でも7カ月程度の開きがある（後述するとおり実際のタイムラグは11カ月から16カ月であった）。画面は全く同じで、版元も綱島亀吉である。ただこの2作品の間では、明治一四年政変が発生し、大隈重信が参議を辞するという重大事件が発生している。そのことは、17名の人物（天皇皇后を除く）のうち3名に使い回しがみられることからまず知れる。作品3から作品4への、短冊による3名の人名の差替えは明瞭であり、下記のとおりである。

右図：佐野常民（大蔵卿） → 山県有朋（参事院議長）
 大隈重信（参議） → 山田顕義（内務卿）
 左図：野津道貫（鎮台司令官） → 井上馨（外務卿）

註：野津貫道は野津道貫に訂正してある。

筆者の分析では、作品4は、「明治14年3月御届」にもかかわらず、明治15年（1882）2月27日から明治15年（1882）7月13日までの期間の現実の反映である可能性が高い。

作品3と作品4の差異は、人名の点では、大隈、佐野、野津が山県、山田、井上に変更された点にある。つまり、3名の差替えである。ここまでは形象の問題であるので、普通に見て取れる事項であろう。けれども、大隈重信と佐野常民が画面にいないこと、何より大隈重信が差替えという形で画面から消えていることは決定的である。この点は、すぐに明治一四年政変を想像させる^[50]。

参議大隈重信と佐野常民が明治一四年政変で参議と省卿の職を辞していることは周知の事実である。作品4で野津道貫が画面から消えている理由は、野津が作品3に描かれた理由も含めて、つまびらかではない。作品4に井上外務卿が描かれている理由も不明であり、大隈の積極財政に対して、井上が緊縮財政の立場にたっていたこと以上の関連は見いだせない。作品4で、ひげに覆われた山県有朋などはやはり違和感を感じさせずにはおかない。しかも山県は見なれた軍装ではなく、逆に井上馨が軍装になっている点でも間に合わせの変更の印象は否めない。

そして人物だけでなく、さらに、その他の人物の職位に注目すると、川村純義は参議から海軍卿に、松方正義は内務卿から大蔵卿に、大木喬任は元老院議長から司法卿に、西郷従道は議定官から農商務卿に、寺島宗則は参議から元老院議長に、黒田清隆は開拓使長官から内閣顧問に、職位が書き替わっている。川村純義は参議にもとどまり、寺島宗則は参議の職位から離れているという違いはあるが、作品3とは異なった職位が記載されている。そして、松方正義の大蔵卿就任、大木喬任の司法卿就任、西郷従道の農商務省就任、山田顕義の内務卿就任、さらにいえば、寺島の元老院議長就任はすべて、明治一四年政変後の明治14年（1881）10月21日のことなのである。作品4の映す現実が明治一四年政変以後のことであることは確実である。検討を要するのは、黒田清隆の内閣顧問就任が明治15年（1882）1月11日であることである。これにより、この図が反映しているのは少なくとも明治15年（1882）1月以降であることまでははっきりする。もう一点考慮すべきは、参事院議長山県有朋であり就任は明治15年（1882）2月27日であるので、反映している現実にはさらに1カ月以上遅くなる。他方、寺島宗則の元老院議長在職期間は明治15年（1882）7月13日までである。つまり、作品4は、おおよそ明治15年（1882）2月27日から明治15年（1882）7月13日までの期間の現実を反映したものと考えられる。なお、榎本武揚は明治14年（1881）5月7日から明治15年（1882）8月12日までの期間、宮内省御用係に就任している。作品4における榎本

武揚の職位が海軍中将だけで空白なのは、御用係からの離職後を意味するという可能性もあるが、上記の寺島の任期から推定すると、おそらく宮内省御用係の部分が無視したものと考えられる。

なお、前述のとおり、明治一四年政変以降、参議と省卿は再び兼任されるようになっている。

（４）明治一四年政変後の作品群：作品４と作品５

「表５『官員一覽鏡』人名・職位等一覽」と「表６『官員一覽鑑』人名・職位等一覽」、および画像３と画像４を参照されたい。

作品５（表６＝画像４）では、まずは画面に大隈重信がない。さらに、西郷従道が農商務卿、寺島宗則が元老院議長、大木喬任が司法卿、山田顕義が司法卿、松方正義が大蔵卿にそれぞれ就任した日、さらに佐野常民が元老院副議長に横滑りした日が明治１４年（１８８１）１０月２１日であることから、明治一四年政変以降の作品であるという推定が可能である。さらに有効な指標は、肖像がなく文字情報だけになるのだが、参事院議長伊藤博文である。伊藤はこの職位に、明治１４年（１８８１）１０月２１日に就任し、４カ月後の明治１５年（１８８２）２月２５日に離任しているので、この図はまさに伊藤の参事院議長在任期間の作品に特定されうる。ここでも黒田清隆に注目することができ、黒田は開拓使長官を明治１５年（１８８２）１月１１日に離職している。論理的な推定があてはまる限り、このことによって、この画像の反映期間はさらに限定され、明治１４年（１８８１）年１０月２１日から明治１５年（１８８２）１月１１日の期間の現実を反映していることになる。御届日は明治１４年（１８８１）８月１９日になっているものの、この画面は、明治１４年（１８８１）年１０月から明治１５年（１８８２）１月の期間のものであり、しかも、わずかだが作品４より早い時間の現実を反映していると考えられるのである。唯一解釈の整合性にとって支障となるのは、寺島宗則が「参議兼元老院議長」になっている点である。寺島の元老院議長就任が明治１４年

表6 「官員一覧鑑」人名・職位等一覧 (作品5)

明治14年 (1881) 8月19日御届 版元：荒井喜三郎 所蔵：KC0780

	人名・官位・職位等	職位	在職期間
右図	海軍中将 兼 海軍卿 議定官 正四位 川村純義	海軍卿	1881.04.07-1885.12.22
	陸軍中将 兼 議定官 農商務卿 正四位 西郷従道	農商務卿	1881.10.21-1884.02.01
	権典侍 華族千種有任女 正六位 千種任子		
	参議 兼 元老院議長 正四位 寺嶋宗則	元老院議長	1881.10.21-1882.07.13
	宮内卿 正二位 徳大寺實則	宮内卿	1871.09.15-1884.03.21
	海軍中将 兼 宮内省御用掛 正四位 榎本武陽	宮内省御用掛	1881.05.07-1882.08.12
中図	皇后		
	天皇		
	太政大臣 兼 賞勲局総裁 修史館総裁 従一位 三條實美	太政大臣	1871.07.29-1885.12.22
	参議 兼 司法卿 正四位 大木喬任	司法卿	1881.10.21-1883.12.12
	左大臣 陸軍大将 兼 議定官 二品大勲位 熾仁親王	左大臣	1880.02.28-1885.12.22
	右大臣 従一位 岩倉具視	右大臣	1871.10.08-1883.07.20
	元老院副議長 正四位 佐野常民	元老院副議長	1881.10.21-1885.09.12
	権典侍 華族柳原光愛女 正四位 柳原愛子		
左図	陸軍中将 兼 陸軍参謀本部長 議定官 正四位 山縣有朋	陸軍参謀本部長	1878.12.24-1882.09.04 1884.02.13-1885.12.22
	陸軍中将 兼 開拓使長官 正四位 黒田清隆	開拓使長官	1874.08.02-1882.01.11
	権典侍 華族平松時言女 正六位 平松好子		
	陸軍中将 兼 議定官 内務卿 正四位 山田顕義	内務卿	1881.10.21-1883.12.12
	陸軍中将 兼 陸軍卿 議定官 正四位 大山巖	陸軍卿	1880.02.28-1885.12.22
	兼 大蔵卿 正四位 松方正義	大蔵卿	1881.10.21-1885.12.22
文字情報のみ	参議 兼 参事院議長 正四位 伊藤博文	参事院議長	1881.10.21-1882.02.25
	兼 外務卿 正四位 井上馨	外務卿	1879.09.10-1885.12.22

註：伊藤博文と井上馨は文字情報のみで画像がない。

画像4 「官員一覧鑑」(作品5)



(1881) 10月21日である一方、参議辞任が同じ10月21日であることから、この記載にはそもそも矛盾がある。その他の記載の整合性を優先するとすれば、寺島参議の部分はミスと考えるほかないであろう。

なお、この作品5には、名前だけで肖像はないものの、周延の官員図に、伊藤博文の名前が初めて登場するという意味がある。また、佐野常民については、作品4では差替えられてしまっているものの、作品5には元老院副議長として登場している。佐野は作品6と作品7でも、職位は明示されないまでも画面に健在である。作品5では、さらに、権典侍として、柳原愛子（中図）、千種任子（右図）、平松好子（左図）の3名の女官が描かれている。

「表2 揚州周延以外の絵師による『官員図』及同系図一覧」にある豊原国周の「明治官員鑑」（作品h）であるが、御届日が明治14年（1881）8月22日とされていることによると思われるが、この画像を引用した解説には「明治十四年八月頃の政府の頭官を描いたもの」とされている^[51]。けれども、慶應義塾大学メディアセンター所蔵の同作品のデジタル画像から考察すると、まず、大隈重信が画面にいないことから、明治一四年政変以後の作品であることが推定される。そして、伊藤博文が参事院議長とされていることから、明治14年（1881）10月21日から明治15年（1882）2月25日の期間を描いたと推測でき、さらに、黒田清隆が明治15年（1882）1月11日に離職した開拓使長官とされていることから、この画像の反映期間は、作品5と同じく、明治14年（1881）年10月から明治15年（1882）1月の期間の現実と判断される。

作品4と作品5、さらに国周の「明治官員鑑」は、画面の現実が、作品の御届日より、後にずれているという特徴をもつ。美人画や風俗、歴史画など、通常の明治浮世絵であれば、現実と御届日あるいは版行日（以下、「御届日」に統一）の乖離はそもそも問題にならない。画面そのものが時間とはあまり関係なく存在しているからである。西南戦争など事件記事の場合は逆に、情報伝達に大きな時間のギャップがあるので、事件の実際の

発生日から一定の時間がたっており、画面と御届日との間に、タイムラグがあるのは当たり前である。ただこの場合、御届日が現実を後追いつることになる。作品4と作品5の場合には、御届日が現実より早いものとなっている。一部の作品（たとえば、競馬図）ではイベントを予想した想像図が描かれ、現実の行事より早い御届日が記載されていることもある。けれども、明治一四年政変後の人事を予測した官員図はありえない。これらの作品は、御届をした後、その版木を使っていたところ、劇的な変化が現実を起こってしまい、それに対して、届けた版木の一部を変更することで対応したことをおそらくは物語っていよう。われわれは、この作品4と作品5の精査によって、御届日が現実に先達つタイムラグをもつという数少ないケースを意識することになったといえるかもしれない。

（5）近代内閣制度発足後の作品群：作品9と作品10

「表7 『扶桑高貴鏡』人名・職位等一覧」と「表8 『皇國官員鏡』人名・職位等一覧」および、画像5と画像6を参照されたい。

作品9（表7＝画像5）は、明治19年（1886）2月19日の御届であり、描かれているのは内閣制度発足後の体制ということになる。伊藤博文が内閣総理大臣として、肖像とともに初めて周延の官員図に登場している。また、いままで太政大臣の指定席にいた三条実美が内大臣に変わっていることも注目される。内閣制度が成立したにもかかわらず、中図で天皇の近くに描かれているのは、内大臣の三条や参謀本部長有栖川熾仁親王であり、総理大臣が画面の中心にはいない点では、なお古風な印象をあたえる画面構成である。しかし、ともあれ閣僚のなかでは伊藤だけが山形帽をかぶり、内閣の首班としての威厳は十分に保たれている。

その他の5つの作品、あるいは7つの作品と比べてみると、この作品9は際だって丁寧に描かれている。人物の顔も、肖像写真等で伝わっているものと酷似している。この作品以降は作品の質が変わっている。正確な意味

表7 「扶桑高貴鏡」人名・職位等一覧（作品9）

明治19年（1886）2月19日御届 版元：兎玉弥吉 所蔵：KC1564

	人名・職位	職位	在職期間
右図	外務大臣 井上馨	外務大臣	1885.12.22-1888.04.30
	内閣総理大臣 伊藤博文	総理大臣	1885.12.22-1888.04.30
	司法大臣 山田顕義	司法大臣	1885.12.22-1888.04.30
	内務大臣 山縣有朋	内務大臣	1885.12.22-1888.04.30
	陸軍大臣 大山巖	陸軍大臣	1885.12.22-1888.04.30
中図	陸海軍参謀本部長 有栖川熾仁親王	参謀本部長	1885.12.22-1888.05.14
	内大臣 三條實美	内大臣	1885.12.22-1891.02.21
	皇后		
	天皇		
左図	海軍大臣 西郷従道	海軍大臣	1885.12.22-1888.04.30
	農商務大臣 谷干城	農商務大臣	1885.12.22-1888.04.30
	逓信大臣 榎本武陽	逓信大臣	1885.12.22-1888.04.30
	大蔵大臣 松方正義	大蔵大臣	1885.12.22-1888.04.30
	文部大臣 森有禮	文部大臣	1885.12.22-1888.04.30

画像5 「扶桑高貴鏡」（作品9）



表8 「皇国官員鏡」人名・職位等一覧 (作品10)

明治19年 (1886) 3月15日御届 (御届年は推定) 版元: 長谷川其吉
所蔵: KC0885

	人名・官位・職位等	職位	在職期間
右図	司法大臣 陸軍中將 従三位 山田顕義	司法大臣	1885.12.22-1888.04.30
	宮中顧問官 従三位 川村純義	宮中顧問官	1885.12.22-1888.04.30
	内閣総理 宮内大臣 従三位 伊藤博文	総理大臣 宮内大臣	1885.12.22-1888.04.30 1885.12.22-1887.09.17
	四辻清子		
	大蔵大臣 従三位 松方正義	大蔵大臣	1885.12.22-1888.04.30
	宮中顧問官 正四位 寺嶋宗則	宮中顧問官	1885.12.22-1888.04.30
中図	皇后		
	天皇		
	侍従長 正二位 徳大寺實則		
	内大臣 従三位 三條實美	内大臣	1885.12.22-1891.02.21
	陸軍大將 二品 有栖川熾仁親王		
	元老院幹事 正四位 黒田清隆		
左図	柳原愛子		
	外務大臣 従三位 井上馨	外務大臣	1885.12.22-1888.04.30
	海軍大臣 陸軍中將 従三位 西郷従道	海軍大臣	1885.12.22-1888.04.30
	内務大臣 従三位 山縣有朋	内務大臣	1885.12.22-1888.04.30
	通信大臣 海軍中將 正四位 榎本武陽	通信大臣	1885.12.22-1888.04.30
	陸軍大臣 陸軍中將 従三位 大山巖	陸軍大臣	1885.12.22-1888.04.30

画像6 「皇国官員鏡」(作品10)



で、作品9より後の作品は作品11だけであり、寿語録ではありながらも作品11にみられる同様の丁寧さからその点は確認できる。明治15年（1882）と明治19年（1886）の間に官員図の作風の変化があったことは指摘できよう。

さらに、女官が1人も描かれていないことにも新味がある。内大臣が描かれてはいるものの、ここではいわゆる「宮中・府中の別」が意識されているのかもしれない。

作品10（表8＝画像6）は、御届が3月であることは確かなのだが、版行年が判別不能であり御届月の3月だけが判読可能である。ただ、高官たちの職位が「大臣」になっているので、3月だとすれば、最も早くて、明治19年（1886）年以降の作品であることは確かである。伊藤の宮内大臣としての任期を考慮すると、明治19年（1886）3月か明治20年（1887）3月の御届ということになる。ここでは、明治19年（1886）3月の作品と想定する。

女官は、右図に四辻清子、左図に柳原愛子がなお描かれている。作品9にあるような「宮中・府中の別」を意識した趣は感じられない。画面中心で天皇に一番近いのは内大臣と侍従長である。ただ、作品10は、明治13年（1880）の作品2の使い回しという面をもっており、三条と岩倉を中心に据えた構図は変更のしようがなかったし、女官の画像が消せなかったために、敢えて残すしかなかったという可能性は考えられる。

（6）使い回し（b）：作品2と作品10

「表3 『皇國官員鏡』人名・職位等一覧」と「表8 『皇國官員鏡』人名・職位等一覧」および画像1と画像6を参照されたい。

作品2と作品10との間には、少なくとも6年程度の開きがある。画面は全く同じで、版元も長谷川其吉である。この間に明治一四年政変があり、政治制度の上では内閣制度が確立するという大変動があった。こうした時

の流れと政治の変化を反映して、16名の人物（天皇皇后を除く）のうち半分以上の9名に使い回し（=差替え）がみられる。

右図：徳大寺実則（宮内卿）	→ 伊藤博文 （内閣総理大臣・宮内大臣）
柳原愛子	→ 四辻清子
大隈重信（参議）	→ 松方正義（大蔵大臣）
大木喬任（参議・儀長）	→ 寺島宗則（宮中顧問官）
中図：岩倉具視（右大臣）	→ 徳大寺実則（侍従長）
左図：黒田清隆（参議・開拓使）	→ 西郷従道（海軍大臣）
：四辻清子	→ 柳原愛子
：松方正義（内務卿）	→ 山県有朋（内務大臣）
：寺島宗則（参議）	→ 井上馨（外務大臣）

作品10（表8＝画像6）では作品2（表3＝画像1）から、徳大寺実則宮内卿が伊藤博文総理大臣兼宮内大臣に差替わっている。まず、内閣首班である伊藤博文が天皇の近くである画面の中心にいない。ただ、天皇の近くにいた岩倉具視を伊藤に差し替えるのは無理があったことは理解できないでもない。また、伊藤宮内大臣という職位の共通性での配置という理解も可能かもしれないが、さすがに衣冠束帯姿の伊藤博文には違和感が拭えない。伊藤が心血を注いだのは近代的な内閣制度の実現だっただけにいっそうそう思われる。大隈重信の松方正義への差替えも、松方正義から山県有朋への差替えと同じく無理があるのは否めないが、すべてが、作品2で作られた構図のなかでの懸命の辻褄合わせということなのであろう。黒田清隆と西郷従道の差替えは薩摩系武官のステレオタイプのイメージを物語っているのかもしれない。

ここでは、2セットの差替えに検討を加えておきたい。(1)「大隈→松方、松方→山県」と、(2)「大木→寺島、寺島→井上」の2セットである。

論理的に推定すると、(1) では、松方をそのまま使うことを控えることは、大隈→山県という差替えを避けることにつながっている。(2) では、寺島をそのまま使うことを控えることは、大木→井上という差替えを避けることにつながっている。結果的に、松方の山県への差替えはともに内務卿・内務大臣であるし、寺島の井上への差替にも外務卿経験者という共通性を見ることも不可能ではない。他方、大隈を山県に差替えることを避け、大木を井上に差替えることを避けることに、何らかの理由を見ることも可能であるのかもしれない。

柳原愛子と四辻清子の差替えには位置が入れ替わっている以上の意味は見いだせない。

(7) 参議による合議制時代の作品群：作品2、作品3、作品4、作品5

「表3 『皇国官員鏡』 人名・職位等一覧」、 「表4 『官員一覧鏡』 人名・職位等一覧」、 「表5 『官員一覧鏡』 人名・職位等一覧」、 「表6 『官員一覧鑑』 人名・職位等一覧」 および画像1、画像2、画像3、画像4を参照されたい。

作品2、作品3、作品4、作品5は内閣制度が導入される以前、つまり参議による合議体が政策決定の中核にあった時代を反映した作品である。すでに何度か指摘したとおり、この期間の職位の表現はかなり正確で、明治一四年政変に対して事前と事後の違いが明らかであるばかりでなく、たとえば、作品4と作品5については、幾名かの高官の在職期間を根拠に、さらに詳細な時代背景の特定が可能である。

ただ、何もかも正確にありのままかという点、そうではなく、多少の偏向はあり、そこから考察できることもある。注目したいのは、当該時代の参議が必ずしも全て描かれているのではないことである。それは1人や2人ではなく、ときには参議の半数近くが描かれていないという現実がある。

たとえば、作品2と作品3の時代は、大隈が辞任する前なので、参議は10人いた。ところが、作品2には7人の参議しか描かれおらず、作品3では6人の参議しか描かれていない（西郷従道は専任参議なのだが、議定官として描かれている）。作品2で、描かれていない参議は、伊藤博文専任参議、山県参謀本部長兼任参議、井上馨外務卿兼任参議の3人である。作品3では、伊藤博文専任参議、山県参謀本部長兼任参議、井上馨外務卿兼任参議に加えて、山田顕義専任参議の4人が描かれていない。少々穿ってみると、伊藤、山県、井上の3参議が周延作成の画面では冷遇されているようにみえる。

作品4では、11人の参議中、参議と明示されているのは、海軍卿川村純義と司法卿大木喬任だけである。その他は、山県参事院議長、山田内務卿、松方大蔵卿、西郷農商務卿、大山陸軍卿、井上外務卿という具合に、参議ではなく別の職位で紹介されている。新任の佐々木高行、福岡政弟が欠けているのは理解できるとしても、ここでもなぜか伊藤博文は描かれていない。

作品5では、11人の参議中、7人の参議は他の職位で現れている。新任の福岡孝弟、佐々木高行の2名は、依然として抜けている。伊藤と井上は、文字情報としてのみ掲載はされているものの、やはり画像は載せられていない。伊藤と井上、特に伊藤の出現度の低さは徹底している。

作品5とほぼ同じタイミングでの版行と推定される前述の国周の「明治官員鑑」では、中図の上方に天皇と皇后が描かれ（後述するが、この国周の作品hでは、天皇が画面右、皇后が画面左に位置している）、そのすぐ下に、伊藤博文を中心に、左に右大臣岩倉具視、右に太政大臣三条実美が描かれている。参議兼参事院議長伊藤の地位は、岩倉や三条を両側に従える形で彼らに比べてさえもより上位に置かれていることが理解できる。この国周作品と比べてみると、やはり、周延の伊藤に対する冷遇は否定しがたいようにみえる。国周作品の方では、参議のなかでは山県が欠けてはいるものの、井上馨も外務卿としてきちんと場をあたえられている。

内閣制度成立以降の作品9、作品10となると、さすがに伊藤総理、井上外相、山県内相は重要閣僚であり、無視することはできず、きちんとした扱いを受ける。ただそれだけに、作品2から作品5における、この3人の扱いには、違和感が残るのである。このようにみてくれば、作品10での分析ですでに検討したとおり、井上外相や山県内相が相対的に後景にいることや、岩倉の位置に伊藤が差替えられていないことも多少の関心をよぶ。それが意図的なものなのか偶然なのかはよくわからない。仮に意図的であるとしても、それが絵師の意図なのかどうかも想像の外のことである。

ちなみに、明治15年（1882）4月御届の作品6にも、同年10月御届の作品7にも、伊藤と井上は現れない。作品6にだけはかろうじて山県が描かれている。長州藩出身のこの3名の扱いにくらべて、薩摩藩出身者についてはこのように察知可能な冷遇を受けている人物はいないようである。

（8）人物表現の傾向について

作品2～作品5および作品9と作品10の6点（画像1から画像6）までの肖像について、比べてみるとつぎのようなことがいえる。もちろん、画像の細かなディテールを客観的にデータ化できる測定技術をもっていないので、幾分、主観的なコメントにとどまる。

まず、(1) 本文でも指摘したとおり、作品9はかなり丁寧に書かれており、通常認識している写真画像との整合性が高い。この作品以降は「官員図」作品の質が変わっている。正確な意味で、作品9より後の作品は作品11だけであり、寿語録ではありながらも作品11にみられるのと同様の丁寧さからその点は確認できる。明治15年（1882）と明治19年（1886）の間に作風あるいはテイストの変化があったことは指摘できるかもしれない。(2) 大隈、大木、寺島、榎本、川村、有栖川の画像は複数の画像で比較的整合性が高い。他方、(3) 松方、大山、黒田、三条、岩倉、山田、な

どはあまり画像と本人の整合性は意識されていないように見える。(4) 薩摩出身の武官系の黒田、西郷、大山には軍装で濃い髭という幾分ステレオタイプ化した作画意識が働いているようにも思われる。また、(5) 寺島、松方など相対的な文官系の人物は幾分紳士風に描かれているように思われる。(6) 天皇には山形帽とシャコー帽の2種類の帽子の図がある。(7) 皇后は剣形3本の角簪姿が普通であるが、作品5だけ簪をしていない。総じて、作品9を除けば、肖像にどこまで写実性が求められていたかは、不確かである。

4. 官員図の検討(2): その他の作品群: 作品6、作品7、作品8と作品11

「表10『大日本官員鑑』人名一覧」、「表11『皇国官員鑑』人名一覧」、「表12『古今高名鏡』人名一覧」、「表13『皇国貴顕像 明治官員寿語録』人名一覧」および画像7と画像8をご参照頂きたい。

作品6(=表10, 画像7)は、明治15年(1882)4月の御届作品であり、作品7(=表11, 画像8)は、明治15年(1882)12月の御届作品である。高官の職位が記載されていないため、あまり分析上の意味は大きくない。あくまで参考資料として提示するにとどめる。ただ、明治15年(1882)の作品であるとはいえ佐野常民は引き続き画面に現れていること、また、長派では唯一、作品6に山県有朋が描かれていることに留意したい。

なお、作品6では、例外的に皇后が天皇の画面左にきているうえに、天皇の右に貴人女性が、わずかだが皇后より高い位置に配されている点に注意をひく(柳原愛子は同じ画面に別に描かれているので、この貴人女性は少なくとも同人ではない)。なお、作品7は、描かれている女官の数が一番多いという特徴がある。右図に、平松好子と柳原愛子、中図に千種任子、左図に四辻清子が描かれている。

表10 「大日本官員鑑」人名一覧(作品6)

明治15年(1882)4月29日御届

版元：波多野常定

所蔵：KC1301

	人名
右図	松方正義
	山田顕義
	千種任子
	川村純義
	山縣有朋
	黒田清隆
	(貴人女性)
中図	天皇
	皇后
	三條實美
	岩倉具視
	平松好子
	徳大寺實則
	(官女)
左図	佐野常民
	西郷従道
	寺嶋宗則
	大山巖
	柳原愛子
	榎本武陽
	(官女)

表11 「皇国官員鑑」人名一覧(作品7)

明治15年(1882)12月御届

版元：山村鑛次郎

所蔵：KC0859

	人名
右図	佐野常民
	大山巖
	平松好子
	柳原愛子
	寺嶋宗則
	榎本武陽
	(官女)
中図	皇后
	天皇
	三條實美
	岩倉具視
	千種任子
	(官女)
	(官女)
左図	川村純義
	松方正義
	山田顕義
	西郷従道
	四辻清子
	(官女)
	(官女)

画像7 「大日本官員鑑」(作品6)



画像8 「皇国官員鑑」(作品7)



表12 「古今高名鏡」人名一覧(作品8)
 明治16年(1883)御届 (画像無)
 版元: 三浦武明 所蔵: KC1187

	人名・職位等
右図	新田左中将義貞
	大塔宮護良親王
	徳川家泰
	武田大膳丈夫信玄
	神功皇后
中図	日本武尊
	豊臣秀吉
	徳川慶喜
	真田左衛佐幸村
	伊豫守源義経
左図	内大臣重盛
	織田上総介平信長
	楠河内判官正成
	三條實美
	岩倉具視

表13 「皇国貴顕像 明治官員寿語録」
 人名一覧(作品11)
 明治20年(1887)9月御届
 (画像無)
 版元: 横山国松 所蔵: KC3229

	人名
中上	有栖川熾仁親王
右半	伊藤博文
	榎本武揚
	森有禮
	伏見宮
	川村純義
	土方久元
	黒田清隆
	山縣有朋
左半	小松宮
	大山巖
	三條實美
	井上馨
	西郷従道
	松方正義
	谷干城
	山田顕義

作品8（画像無）は娯楽性が高く、日本武尊、神功皇后、楠木正成の他に、平重盛、源義経、織田信長、豊臣秀吉、徳川家泰、さらに真田幸村まで登場する。しかし、おそらく一番重要なことは、徳川慶喜がさりげなく登場しているところであろう。明治16年（1883）の作品である。

作品11（画像無）は寿語録でありあくまで参考である。天皇と皇后は現れず、有栖川熾仁親王が中心的な位置を占めている。ただ、制度が安定化したことの証左だろうか、どの作品も、肖像は作品9と同じ程度に丁寧に描かれ、写真で目にする画像によく似ている。

5. 官員図の検討（3）：勅奏官一覧：作品1

作品1は、「官員」の範疇には入るが、やや異質で、200人ほどの高官が、俸給額と一緒に、しかも、東西番付の形で示されている。顔はもちろん判別不能である。娯楽の要素が高い作品であるが、俸給額は太政官制Ⅲの時代の現実のものとあまり大きな差異がない^[52]。ここでは特性のある登場人物のみ指摘しておくこととしたい。「表14『改正勅奏官等並二人名一覧』抄覧」と画像9を参照されたい。

右半分が「東」であり、左半分が「西」となる。右半分の順位は、右端が最高位になるのではなく、中央から右に向かって低くなるように設定されている。200人全員の名前をただ書き連ねても意味がないので、表14では本稿で取りあげたその他の高官との関係も考慮しながら、一部の人物のみとりあげて収録してある。

もともとの図も、俸給額400円のあとに500円が再度現れたり、不規則な部分が存在する。「故人」として特に、大久保利通と木戸孝允が載っている。また、伊藤博文は「伊東」にされている。

東（右半分）の最後には「女官」と「旧官員」のコーナーがある。西（左半分）の最後に、西郷隆盛を含む西南戦争の薩軍の主要メンバーと大山綱

表14 「改正勅奏官等並二人名一覽」抄覧(作品1)

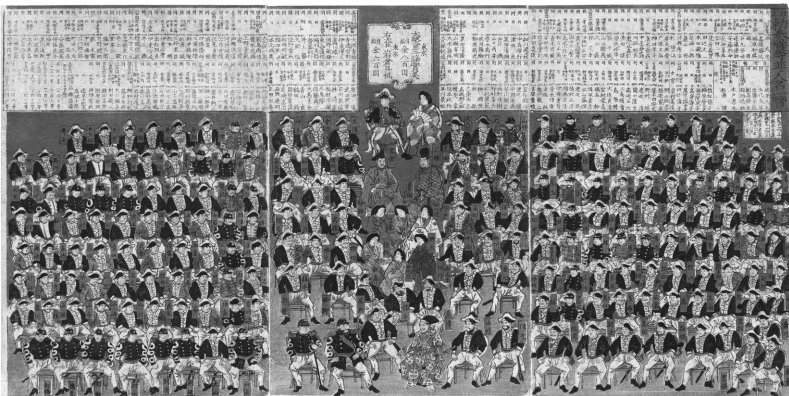
明治11年(1878)御届 版元:木曾直次良 所蔵:KC1442

	月給額	職位・官位等	人名
中央	800円	太政大臣	三條実美
	600円	右大臣	岩倉具視
東(右)	故人	旧内務卿贈正二位右大臣	大久保利通
	500円	参議同司法卿	大木喬任
		参議同陸軍卿	山縣有朋
		参議同開拓長官	黒田清隆
		正四位議官	柳原前光
		正二位宮内卿	徳大寺実則
	400円	特命全權大使	青木周蔵
		大蔵大輔	松方正義
	300円	陸軍少補	大山巖
		陸軍少将	山田顕義
		陸軍少将	谷干城
西(左)	500円	参議兼大蔵卿	大隈重信
		参議兼外務卿	寺嶋宗則
		参議兼内務卿	伊東博文
		議長二品親王陸軍大将	有栖川熾仁親王
		従四位議官	井上馨
		従四位議官	佐野常民
	400円	特命全權大使	榎本武揚
		特命全權大使	森有禮
	500円	文部卿	西郷従道
		海軍卿	川村純義
	300円	内務少輔	前島密
		陸軍少将	三浦梧楼
		陸軍少将	野津鎮雄
	200円	太政官大書記官	土方久元
	法制局	井上毅	
東・末	250円	女官 ^(註)	岩村高俊
	200円	典侍従四位	四辻清子
		典侍従四位	萬里小路幸子
		典侍従四位	高倉寿子

	月給額	職位・官位等	人名
東・末	150円	権典侍従五位	西洞院成子
		権典侍従五位	柳原愛子
		権典侍従五位	植松務子
	故人	年給三千円内閣顧問 十年五月廿六日薨	木戸孝允
	旧官員	500円議官	板垣退助
		500円議官	副島種臣
		500円議官	後藤象二郎
		500円議官	五代友厚
		600円左大臣	島津久光
西・末	350円	同陸軍少将	桐野利秋
		同陸軍少将	篠原國幹
	200円	旧鹿児島県令	大山綱良
	250円	旧陸軍大佐	村田新八
	150円	同少佐	淵辺高照
		同少佐	別府新助
		旧参事	田畑常秋
		旧参事	逸見十郎太
		旧参事	高城十郎
	500円	旧陸軍大将 明治十年九月廿四日戦死	西郷隆盛

註：この位置に「女官」とあるのは原典の記載にしたがったものである。

画像9 「改正勅奏官等並二人名一覽」(作品1)



良が載っている。御届が明治11年（1878）ということを見ると、薩軍に対するこの対応が許されていることに留意される。

むすびにかえて

本稿では、「官員」の2文字を含む楊洲周延の一連の作品及びそれと同じ主旨をもつ作品を主に取りあげてきた。「表1 楊洲周延『官員図』一覽」にあげた一連の官員図が、本稿の主立った検討対象であった。天皇と皇后を中心にし、高位高官をその周りに配し、さらに職位や官位まで明示してあるスタイルは、周延とその師である豊原国周に特徴的なものといえるのかもしれない。もっとも、周延の作品においては、作品6（画像8）以外ではすべて、天皇が画面の左で皇后が画面の右に位置している。作品6と国周の1点（作品h）のみが天皇が画面の右で皇后が左という位置関係になっている^[53]。

これら一連の「官員図」はまた、主に明治10年代に描かれている。それは、御所絵の時代でもあり、天皇や皇后、そして女官たちが浮世絵のスーパースターでありえた時代とも重なる。それはまた、西南戦争によって、周延が活躍を始めた時期とも一致している。なお、明治16年（1883）と明治19年（1886）以降の作品の間には大きな作風の変化がある。この期間のどこかに一本のラインを想定することは可能であろう。

本稿では、当時の政治制度、政策決定の仕組み、政治過程などを踏まえながら、職位の記載のある6点の作品を中心に検討をおこなった、それぞれの作品は、参議・省卿分離改革、明治一四年政変、内閣制度成立を含む大きな政治変動ともなう高位高官の職位変更をかなり正確に画像に反映させていた。その意味では、絵師や版元の間には、統治権力の構成に関心をもちうる知的な雰囲気が存在しえたのかもしれない。

当時の現実との相関性を検討するなかで、「御届日」が、画面に描かれ

た画像の現実と整合していないケースが見つかった。作品4と作品5である。これらの作品は、明治14年（1881）10月の明治一四年政変の結果を反映したものであり、作品は当時の高官の職位変更の現実を十分正確に映していた。ところが、作品4の御届日は明治14年（1881）3月であり、作品5の御届日は明治14年（1881）8月19日であった。これらの御届日に対し、実際には、作品4が反映している現実が明治15年（1882）年2月から明治15年（1882）年7月の職位であり、作品5が反映していた明治14年（1881）年10月から明治15年（1882）年1月の職位であった。作品4は御届日と現実の間に11カ月から16カ月のタイムラグがあり、作品5の場合には、2カ月から5カ月のタイムラグがあった。

明治に限らず浮世絵においては、月日におよぶ狭いタイムスパンで、しかも御届日より後日の画面修正時間を推定する必要は通常存在しない。ニュース版画の場合は、逆に、実際の事件日より遅れて、作品の版行・御届日が現れるのが普通である。官員図において、私たちは浮世絵における日付の特定にまでおよぶ稀有な考証を体験したともいえるかも知れない。周延官員図は、そうした意味で、作品数は少ないものの、特別なジャンルを形成する作品群であるとみなすことができる。

明治浮世絵において、御届日と画面との整合性が問われることは極めて希である。それは時事報道的内容についても同じである。けれどもテーマと内容によっては、「その頃のもの」という認識では不十分な事例もあることが確認された。官員図の考察で明らかになった問題は、「はじめに」において指摘した「征韓論之図」と同様に、明治浮世絵に対するより慎重な視線の必要性を告げているのである。社会科学の側ではいままで、浮世絵の画像については、基本的に「その頃のもの」という認識で接することも多かったと思われる。多少の間違いがあっても、浮世絵だからという理由で、特に問題視することもなかったという面は存在する。けれども、本稿において一連の官員図を検討した結果、画像と関連記述はかなり正確であり、明治一四年政変などの事態にも、臨機に対応されていたことが知れ

た。そうであるとすれば「正確ではない」と思われるケースを、単に「浮世絵だから」という理由で等閑視することには一考の必要がありそうである。その「正確ではなさ」が、当事の認識や願望を反映している可能性はもとより、「意図的に正確ではない」可能性を想定する余地さえあるのではなかろうか。官員図の検討とその情報の予想以上の正確さは、こうした問題関心を呼び起こしうる射程をもっているように思えるのである。

註

- [1] 明治浮世絵についての研究書は多いが官員図について紹介したものはあまり多くはない。画像を含めて紹介されているものとして、以下の3点があげられる。丹波恒夫『錦絵にみる明治時代と明治天皇』朝日新聞社、1966；小西四郎『錦絵 幕末明治の歴史9 鹿鳴館時代』講談社、1977；扇子忠『錦絵が語る天皇の姿』遊子館、2009
- [2] 清水唯一朗『近代日本の官僚』中公新書、2013、9頁
- [3] 坂野潤治『日本近代史』ちくま新書、2012、106頁。もっとも、この体制でも、勅任官、奏任官、判任官の階級が定められ制度化は着実に進行していた。清水唯一朗、前掲、55頁。
- [4] 馬場康雄、坂野潤治「政治変動としての明治維新」『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、1985、9頁；宮地正人「廢藩置県の政治過程」『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、1985、23頁
- [5] この他に、金沢藩、大垣藩、加賀藩、彦根藩、館林藩からも多くの人材が登用されていた。清水唯一朗、前掲、25-26頁
- [6] 馬場康雄、坂野潤治、前掲、11頁
- [7] 村瀬信一『明治立憲制と内閣』吉川弘文館、2011、8頁、9頁
- [8] 清水唯一朗、前掲、133頁
- [9] 毛利敏彦『明治六年の政変』中公新書、1979、8頁
- [10] 清水唯一朗、前掲、124頁、また、103-104頁
- [11] 島津久光 (明治6年 [1873].12.25-明治7年 [1874].4.29)；木戸孝允 (明治9年 [1876].3.28-明治10年 [1877].5.26)；黒田清隆 (明治15年 [1882].1.11-明治18年 [1885].12.22)
- [12] 清水唯一朗、前掲、105頁、123頁
- [13] 遣欧使節団の構想を最初にもったのはガイド・フルベッキのアドバイスを受けた大隈重信であった。実務能力も高く、少壮官僚の間で強い影響力をもっていた大隈の勢力拡大を懸念して、裏工作によって大隈使節団を岩

倉使節団に変更させたのは大久保利通であった。大久保は、条約改正の成功による大隈の影響力拡大も危惧していた。清水唯一朗，同上，109-110頁。また、毛利敏彦，前掲，7-16頁。「肥前出身のやり手大隈の動きは、薩長主流派にとっては我慢のならないものであった」という指摘は、大隈の能力とその微妙な立ち位置を適切に表現したものと見えよう。毛利敏彦，同上，10頁

【14】毛利敏彦，同上，60頁

【15】井上馨が大蔵大輔だった期間は、明治4年（1871）7月28日から明治6年（1873）5月14日である。これ以前にも、井上は明治2年（1869）10月12日から明治3年（1870）11月12日は大蔵大丞、明治3年（1870）11月12日から明治4年（1871）6月25日は大蔵少輔であり、大蔵官僚として応分の経験を有していた。

【16】毛利敏彦，前掲，90-93頁。予算編成権の移動に抗議して井上大蔵大輔は辞表を提出した。この辞表は受理され、代わって大蔵省事務総裁に任命されたのが参議大隈重信であった。同書，96-97頁。

【17】毛利敏彦，同上，90-93頁。

【18】坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』吉川弘文館，1991，15頁，20頁，88頁

【19】御厨貴「国会論と財政論 一四年政変再考」『日本近代史における転換期の研究』山川出版社，1985，127頁

【20】清水唯一朗，前掲，137頁

【21】坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』吉川弘文館，1991，21頁，24頁

【22】御厨貴，前掲，127-129頁。清水唯一朗氏もまた、参議・省卿分離案の骨格は、大隈を大蔵卿から外し、緊縮財政へ舵を切ろうとした伊藤と井上馨の苦肉の策であったとしたうえで、結局この案は、積極財政を支持する薩派に阻まれ、妥協的な帰結に終わったのだとしたとする。清水唯一朗，前掲，137頁。妥協の帰結は、太政官会計部を大隈と伊藤で担当することと、大隈の意向で佐野常民が大蔵卿に就任することだった。他方、伊藤の本意は、「大臣と専任参議とで構成された内閣会議の主導権を専任参議が掌握することを通して、実質的な内閣制度化を太政官制の運用のなかで実現すること」にあったと、坂本一登氏は指摘する。坂本一登，前掲，20-21頁

【23】坂本一登，同上，41頁

【24】清水唯一朗，前掲，135-136頁

【25】坂本一登，前掲，47頁

【26】坂本一登，同上，62頁

【27】この払い下げ事件については、五代友厚に好意的な見方もある。佐々木克『幕末史』ちくま新書，2014，324-325頁

- 【28】 清水唯一朗，前掲，139頁；坂本一登，前掲，62-63頁
- 【29】 坂本一登，同上，61頁
- 【30】 清水唯一朗，前掲，139頁
- 【31】 坂本一登，前掲，62頁，64頁
- 【32】 坂本一登，同上，54-55頁，57頁
- 【33】 坂本一登，同上，75頁
- 【34】 清水唯一朗，前掲，145頁，153頁
- 【35】 坂本一登，同上，108頁
- 【36】 たとえば福沢の「帝室論」などへの対抗が必要であった。坂本一登，同上，109頁
- 【37】 伊藤は宮中・府中の別、を実現するために、その禁を侵すという手法をとらざるをえなかった。それは避けられない選択であった。
- 【38】 坂本一登，前掲，124-128頁
- 【39】 坂本一登，同上，131-146頁
- 【40】 清水唯一朗，前掲，151頁。明治19年（1886）2月には、各省官制が公布され、次官の地位が明確化された。それは、(1) 省内における大臣の代理人としての役割であり、(2) 事務の統括者としての位置づけである。このことは、次官会議の重要性の根拠ともなっていた。同書，156-157頁。
- 【41】 坂本一登，前掲，15頁，77頁，88頁
- 【42】 「宮内省の長である宮内大臣は、もちろん國務大臣でなく、皇室についてのみその事務につき天皇を補弼し、国政については何の関係もない」。「内大臣は明治一八年にできた親任の宮内官で、常侍輔弼の機関とされた」。「内大臣・内大臣府は宮内大臣・宮内省から独立した機関である」，伊藤隆監修，百瀬孝著『事典 昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館，1990，245頁，246頁
- 【43】 村瀬信一，前掲，15頁
- 【44】 村瀬信一，同上，14-15頁。ところで、内閣制度の成立過程、および官僚制の成立過程をみると、(1) 総理の短い任期、(2) 調整型のリーダーシップ、(3) 各省の割拠性と分担管理制、(4) 次官の強い権限など、今日の日本の内閣がかかえる特徴の起源を概ね見いだすことができる。
- 【45】 清水唯一朗，前掲，152頁
- 【46】 その例として、たとえば、明治19年（1886）の陸軍紛議があげられる。坂本一登，前掲，304頁
- 【47】 近代内閣制度は、憲法の成立とともに、「内閣官制」が成立することで「内閣職権」の大宰相主義から若干の変更をみる。その点については、憲法発布と関連する周延作品について別稿を準備中である。
- 【48】 坂本一登，前掲，172頁。皇后および宮中女性の洋装化については別稿

を準備中である。

- [49] 天皇、皇后、女官については、本稿では考察対象としない。
- [50] 明治14年（1881）10月12日に参議を辞しているのは、大隈重信と寺島宗則、10月21日に参議に就任しているのは、松方正義、大山巖、福岡孝弟、佐々木高行の4名である（表9を参照）。なお、参議以外の職位についてみると、10月21日に辞職しているのは、大蔵卿佐野常民、司法卿田中不二麿、工部卿山尾庸三である。松方正義も10月21日に内務卿を辞しているが、これは参議兼大蔵卿への異動のためであった。他方10月21日に省卿に就任している者には、内務卿山田顕義、大蔵卿松方正義、司法卿大木喬任、農商務卿西郷従道、工部卿佐々木高行がいる。
- [51] 小西四郎、前掲、130頁。同作品のオリジナルは、慶應義塾大学メディアセンター所蔵、版元：猶葉周平、御届：明治14年（1881）8月22日。本文の記述を補足すれば、松方正義（大蔵卿）、大山巖（陸軍卿）、福岡孝弟（文部卿）、佐々木高行（工部卿）等が参議として描かれていること、西郷従道が農商務卿、大木喬任が司法卿、山田顕義が内務卿、寺島宗則が元老院議長とされていることから、国周の同図も周延の作品5と同じように、明治一四年政変後の作品と推察される。この時期、12名の参議がいたはずだが、画面には11名の参議が描かれている。ただ、寺島がなお参議兼任になっているという間違いがある一方、参議兼任であるはずの外務卿井上馨に参議の肩書きがついていないことなどは誤差の範囲として理解するしかないと思われる。総数11名のなかには、このようにプラス1とマイナス1で相殺されている事例も存在する。なお、12人目の参議である参謀本部長兼任の山県有朋が画面には欠落している。総じて、国周のこの作品は周延の作品5よりも、当時の高官とその職位をいっそう正確に表しているといえる。総数20点強の官員図とその同系図のなかで、周延の作品5と国周の「明治官員鑑」との御届日の間にわずか3日しか時差がないことにも関心がもたれる。
- [52] 日本史籍協会編『太政官沿革史 四』東京大学出版会、195-206頁
- [53] この問題については、若桑みどり『皇后の肖像』（筑摩書房、2001）において応分の分析がおこなわれている。同書、141頁、146頁